

高砂青松

The Rotary Club of Takasago Seisho, Japan

Rotary Club



意識を喚起し 進んで行動を

“CREATE AWARENESS, TAKE ACTION”

2000～2001年度国際ロータリーのテーマ

例会記録 (2000. 9. 20 (水)) 通算 1085 回

ソング 「奉仕の理想」「歓迎歌」

本日のゲスト 坂本宏明様 (高砂警察署 生活安全課)

出席報告 9月8日 会員数60名 欠席者 0名 出席率 100% <修正による>
 (澤田) 9月20日 会員数60名 欠席者 9名 出席率 83.64%

委員会報告 ◎ 親睦委員会 (三輪委員長)
 食べあるき会 「屯珍館」にて 10月5日 (木) PM18:00より

ニコニコ報告 森本孝義・渡辺弥生
 ……高砂警察署 坂本宏明課長様、大変お忙しい中ありがとうございます。
 うございます。よろしくお願ひします。
 大橋卓司 ……結婚祝、ありがとうございます。
 伊藤勝之 ……早退しますので。

プログラム予定

9月20日 (水)	9月27日 (水)	10月4日 (水)	10月11日 (水)
青少年奉仕委員会担当 高砂警察署 生活安全課 坂本宏明課長	卓話 松尾 会員	卓話 高井 会員	卓話 米山奨学生 張小苑さん

会長 唐津 巳喜夫 幹事 内海 薫 クラブ会報委員長 都倉 達 殊

例会日時 毎週水曜日 12:30 例会場 高砂商工会議所会議室 (2F)

事務局 高砂商工会議所内 〒676-0064 高砂市高砂町北本町1104 電話 (0794) 43-0500(代)

増田 耕太郎・藤本 顕・志方正昭・丸山 滋夫
……早退致します。
岡本 崇司 ……すみません、早退します。

第11回 通算1038回

1. 中嶋ガバナーから

公式訪問のお礼状が届いています。

前略 この度のガバナー公式訪問に際しましては、暖かく迎え入れていただき、本当にありがとうございました。

会長、幹事さんとの懇談や、例会を通じて貴クラブの雰囲気と貴クラブのよき味わいに触れることが出来ました。御礼申し上げます。

「我らの生業さまざまなれど、集いて図る心は一つ」でございませう。

貴クラブとロータリアンの皆様の一層のご活躍をお祈り致します。

また、R.I.及び地区の諸活動へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、2001年3月17日、18日の神戸で開催する地区大会での皆様との再会を楽しみにしております。 草々

国際ロータリー2680地区ガバナー

中嶋 邦明

2. 2680地区 中嶋ガバナー、橋本職業奉仕委員長から

地区職業奉仕セミナーの案内が来ております。

日時 2000年10月14日(土) 14:00~17:00 13:00~ 登録

場所 兵庫県農業会館11F

出席義務者 会長・幹事、職業奉仕委員長、情報委員長

3. 生田進会員から退会届が提出されました。

理事会で協議の結果受理いたしました。

4. 財団法人PHD協会から

PHDレターが届いています。回覧いたします。

5. 高砂市国際交流協会から

国際交流通信が届いています。

6. 10月11日(水)当クラブの例会場を荒井小学校に変更いたします。

7. 例会変更

姫路中央R.C.

10/5(木) → 姫路クラブとの交流例会のため12:30~14:00

10/26(木) → 職場例会のため 於:雲松寺

加古川中央R.C.

10/19(木) → 3RC合同例会のため18:00 加古川プラザホテル

会長の時間

1. 生田会員退会の件

昨年度半ばから欠席の続いておりました生田会員から8月14日電話で「クラブの皆様大変御迷惑をかけて申し訳ありません。このまま欠席の状態を続けるのは心苦しいので退会させて欲しい。体調が回復すれば復帰させていただく機会もあると思いますのでよろしく」との連絡が私の自宅にありました。

直ちに、内海幹事と相談し、止むを得ぬ事情と推察し、文書で退会届を提出していただくよう依頼し、9月13日の理事会で退会届を披露し、承認を得ました。

2. タイ・チェンライR.C.訪問の件

昨年、実行できなかったのですが、今年は国際奉仕委員長の努力で11月はじめに訪問することになりました。多数の会員の参加をお願いします。

この交流は、'93~'94年度からはじまっており、今年は8年目になります。この間の原田会員の労を感謝します。

少年事件のあらまし

1 審判に付すべき少年（少年法第3条）

◎ 罪を犯した少年

◎ 触法少年

（14歳未満で刑罰法令にふれる行為をした少年）

◎ 虞犯少年

（次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令にふれる行為をする虞のある少年）

ア 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

イ 正当な理由がなく家庭に寄りつかないこと。

ウ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又は、いかがわしい場所に出入りすること。

エ 自己又は他人の特性を害する行為をする性癖のあること。

※ 不良行為少年

（喫煙、飲酒、深夜徘徊等）

2 少年事件の年齢別制約等

◎ 14歳未満→刑事責任を問われない。（刑法41条 責任年齢）

◎ 14歳及び15歳（絶対的保護処分年齢 少年法第20条）

◎ 16歳以上の少年（刑事処分可能年齢 少年法第20条）

◎ 罪を犯すとき18歳未満の少年（16歳、17歳）少年法第51条

死刑→無期懲役

無期懲役→10年以上15年以下の懲役

14歳未満	14歳・15歳	16歳・17歳	18歳以上
刑事責任問わず	絶対的保護処分	死刑判決はない	死刑判決可能



3 少年事件の審判（家庭裁判所）

◎ 審判を開始するか否かの決定

◎ 処分を行うか不処分かの決定

◎ 保護処分の決定

・ 保護観察

・ 自立児童支援施設又は児童養護施設に送致

・ 少年院送致

◎ 刑事処分を相当と認めるとき、検察官に送致する決定（罪質及び情状に照らして）

◎ 審判に検察官の出廷は認められていない。